

法定検査手数料値上がりのお知らせ

令和8年7月1日より、浄化槽の法定検査手数料が改定されます。

これから申し込みをされる方は、料金区分にご注意ください。

なお、令和8年6月30日までに手数料をご入金された場合は、令和8年度分の検査は改定前料金で受検いただけます。

■浄化槽法第7条及び浄化槽法第11条の検査手数料

【改定前】

人槽区分	検査手数料（円）	
	法 第7条	法 第11条
10人槽以下	13,000	5,000
11~20人槽	14,000	7,000
21~50人槽	16,000	10,000
51~300人槽	21,000	13,000
301~500人槽	23,000	15,000
501人槽以上	40,000	32,000



【改定後】

検査手数料（円）	
法 第7条	法 第11条
14,000	6,000
15,000	8,000
17,000	11,000
22,000	14,000
24,000	16,000
40,000	32,000

【お問合せ先】 一般社団時法人 埼玉県環境検査研究協会 土呂支所 電話：048-778-8700

浄化槽をお使いの方へ

次の3つが義務づけられています

1. 保守点検…年に3～4回（浄化槽の種類による）※1

機器の点検、簡単な修理や調整、消毒薬の補充などを行います。
埼玉県知事の登録を受けた保守点検業者へ依頼してください。
次の業者のうち「保守点検」欄に○印のある清掃業者は、保守点検も行うことができます。その他の保守点検業者は、埼玉県のホームページにてご覧いただけます。

2. 清掃…年に1回以上（浄化槽の種類による）※1

浄化槽内にたまった汚泥などの引き抜き、洗浄を行います。
所沢市で浄化槽清掃業の許可を受けている次の業者へ依頼してください。

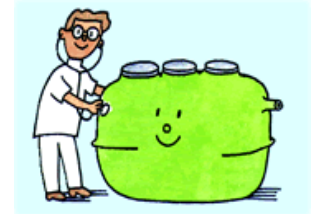
	業者名	所在地（所沢市内）	保守点検	電話番号
1	市川清掃	山口 1060		04-2922-6935
2	澤田商事	北秋津 236-7	○	04-2993-0954
3	加藤商事(株)	けやき台 2-31-2	○	04-2926-7777
4	(株)タカヤマ	南永井 37-9	○	04-2992-2944
5	所沢共栄商事(有)	上安松 278		04-2995-0545
6	(有)伊藤清掃	小手指町 4-8-7	○	04-2949-2878
7	本橋清掃	林 1-46		04-2948-0135
8	協同組合所沢清和会	下新井 1447-1	○	04-2998-0077

※1 保守点検、清掃の必要回数や金額については、各業者へお問い合わせください。

3. 法定検査…年に1回 ※2

外観、水質、書類などを確認し、機能が正常に発揮されているかを検査します。
法定検査（7条検査・11条検査）は、埼玉県知事指定の検査機関に依頼してください。
○所沢市の担当検査機関は次のとおりです。

名称：一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
所在地：さいたま市北区土呂町 1-50-4
電話番号：048-778-8700
検査手数料：下表のとおり（消費税はかかりません。）



対象処理人員	設置後の水質に関する検査 （7条検査）	定期水質検査 （11条検査）
10人槽以下	13,000円	5,000円
11～20人槽	14,000円	7,000円
21～50人槽	16,000円	10,000円
51～300人槽	21,000円	13,000円
301～500人槽	23,000円	15,000円
501人槽以上	40,000円	32,000円

※2 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第11条(抜粋)

浄化槽管理者は、毎年1回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

浄化槽の届出

浄化槽の設置や廃止等にあたっては、届出書および報告書を提出する必要があります。詳細は所沢市ホームページをご確認ください。

トップページ⇒暮らし⇒上下水道局⇒下水道⇒し尿・浄化槽
⇒浄化槽に関する各種届出について



所沢市のイメージマスコット トコロん

浄化槽の健康を守るために

浄化槽は、微生物（細菌）の力を借りて水をきれいにしています。浄化槽を長く使うため、以下の点にご注意ください。

○浄化槽の保守点検や清掃は、人でいう日頃の「健康管理」にあたります。一方で法定検査は、「健康診断」にあたります。定期的に検査を受け、浄化槽に異常がないか確認しましょう。



←正常(健康)な浄化槽

異常のある浄化槽→

異常のある浄化槽では、微生物のすみか(担体)が流出し、機能が発揮されなくなっている。



○送風機（ブロー）の電源は絶対に切らないでください。浄化槽内の微生物が死滅してしまいます。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ

浄化槽には、「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽」の2種類があります。

単独処理浄化槽は、トイレの排水のみを処理しており、浴室やキッチンなどの排水は処理されることなく河川等へ流れていきます。

一方で合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽では処理していなかった浴室やキッチンなど、家庭から出る排水をすべて処理できます。単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ転換すると、河川へ流入する汚れをおよそ8分の1に減らすことができるのです。

現在、埼玉県内の河川へ流入する汚れは、家庭からの排水がおよそ7割を占めています。単独処理浄化槽や汲み取り便槽をお使いの方は、ぜひ合併処理浄化槽への転換をご検討ください。

所沢市では、合併処理浄化槽への転換に補助金を交付しています。

補助金制度や条件等については、所沢市資源循環推進課までお問い合わせください。

※長期間使用予定がない場合は休止に当たっての清掃を行い、「浄化槽使用休止届出」を所沢市資源循環推進課に提出してください。

【問い合わせ先】

〒359-8501 所沢市並木1-1-1 所沢市役所
環境クリーン部 資源循環推進課 浄化槽担当
電話：04-2998-9146
メール：a9146@city.tokorozawa.lg.jp